



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

平成25年10月(12月支払い分)から年金額が1.0%引き下げられます

現在支給されている年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響などにより、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)で支払われています。

そのため、現役世代(将来年金を受け取る人)との世代間の公平を図るため、平成25年度から3年かけて特例水準を解消する法律が平成24年11月に成立しており、平成25年度は10月(12月支払い分)から年金額が1.0%引き下げられます。

このため平成25年10月から支給されます国民年金額(年額)は次のようになります。

○老齢基礎年金	778,500円
○障害基礎年金 (1級)	973,100円
(2級)	778,500円
○遺族基礎年金 (子1人)	1,002,500円

年金機構より「国民年金の第3号被保険者期間の訂正の書類」が届いたら、届出をお願いします。

専業主婦(夫)の「第3号被保険者期間」の記録に訂正が必要な人に年金機構より書類が送られます。手続きをすることにより、年金の減額や無年金を防ぐことができます。

書類が届いたら手続きをお願いします。

詳しくは姫路年金事務所へお問い合わせください。

☎079・224・6382

国民年金相談(社会保険労務士)の相談をご利用ください。

《国民年金相談(社会保険労務士)》

- ◆相談日 11月21日(木)
- ◆場所 市役所3階 304会議室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

《年金出張相談(姫路年金事務所)》

- ◆相談日 12月5日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時



介護保険相談室

制度全般に関すること 医療介護課 ☎ 43・6947
介護保険料に関すること 税務課 ☎ 43・6803

介護保険料の仮徴収と本徴収とは？

○10月から本徴収がはじまります。

年金から介護保険料があらかじめ天引きされている方は、年額を6回に分けて納めていただいています。納めていただく時期(納期)は仮徴収期間においては、4月・6月・8月の3回、本徴収期間においては、10月・12月・2月の3回です。

介護保険料の年額は、本人や世帯員の住民税課税状況や本人の前年所得に応じて決定されますが、当該年度の住民税課税状況は、前年中の所得が確定する6月頃でなければ決定されません。

このようなことから、仮徴収期間においては、その年度に納めていただく介護保険料が決まらないため、前年度の本徴収期間に納めていた額を仮の保険料として設定することになります。これは、年間の保険料が確定した後に徴収することになれば、納期の回数も制限され、1期あたりの負担が重くなるため、年額保

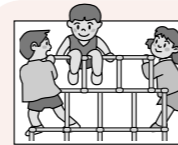
料が決まる前の、4月・6月・8月徴収分については、前年度の2月に徴収した金額と同程度の額を納めていただくことになっています。これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくこととなります。これを本徴収といいます。

○本徴収について

- ・本徴収の額は、年額保険料との調整などが生じることから、仮徴収期間に納めていた額と大きく異なることがあります。
- ・仮徴収期間までは、普通徴収(納付書による納付)で納めていても、10月から特別徴収(年金から天引き)になることがあります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



(特別)児童扶養手当額が変更されます 子育て健康課 ☎ 43・6808

現在の(特別)児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改正する物価スライド措置がとられていますが、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法により手当額を据え置いたことにより、本来の算定額より

も1.7%高い特例水準で支払われています。

今回、特例水準を段階的に解消される法改正の施行に伴い、平成25年10月からの(特別)児童扶養手当が下記のとおり変更されることになりました。

	現行	平成25年10月	平成26年4月	平成27年4月
特例水準の解消率	—	△0.7%	△0.7%	△0.3%
特別児童扶養手当(1級)	50,400円	50,050円 △350円	49,700円 △350円	49,550円 △150円
特別児童扶養手当(2級)	33,570円	33,330円 △240円	33,100円 △230円	33,000円 △100円
児童扶養手当	41,430～9,780円	41,140～9,710円 △290～70円	40,850～9,640円 △290～70円	40,730～9,610円 △120～30円

※児童扶養手当の児童2人目は5,000円加算、3人目から児童1人増すごとに3,000円加算

※平成26年4月以降は、消費者物価指数の変動率が0.0の場合の金額



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

医療機関の適正受診にご協力ください！

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医療現場における医師やスタッフの負担軽減につながります。病院等を利用するときは、次の点に注意して上手に受診しましょう。

- 休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日・夜間診療は割増料金となり、自己負担も大きくなります。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- 休日や夜間に、お子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急医療電話相談の利用を考えてみましょう。小児科医や看護師から症状に応じた適切な対処の仕方などアドバイスが受けられます。
- 日常的な病気の治療や、医療相談などに応じてもらえるかかりつけ医を持つことは大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる「はしご受診」はやめましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、検

査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があります。

- 薬の飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬をもらわないようにしましょう。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

小児救急医療電話相談

【電話番号】 #8000

〈ダイヤル回線・IP電話の人は、078・731・8899(ははきゅうきゅう)〉

あらかじめ、携帯電話の電話帳に番号を登録しておきましょう。

【相談時間】

平日・土曜日 18時～24時

日曜日及び年末年始 9時～24時